

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市条例第 26 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 13 年長崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号ア中「710 円」を「950 円」に、「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同号イ中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 2 号中「840 円」を「1,120 円」に、「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 3 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。